

教育委員会会議録

平成29年6月6日（火）

午後1時30分 開会

午後1時55分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

平松直巳教育長、松本真理子委員、則竹伸也委員、廣美里委員、大須賀憲太委員
広沢憲治委員

3 説明のため出席した職員

後藤由紀夫事務局長、永井勇一次長兼管理部長、荻原哲哉学習教育部長
橋本礼子生涯学習スポーツ監、須田文清総合教育センター所長、横井英行総務課長
野村均教育企画課長、瀨瀬知行財務施設課長、稲垣直樹教職員課長
林一也福利課長、富田正美生涯学習課長、柴田悦己高等学校教育課長
柵木智幸義務教育課長、北島淳特別支援教育課長、霊池恵量保健体育スポーツ課長
安井健治文化財保護室長、馬場茂インターハイ推進室長、黒沢正行健康学習室長
稲垣宏恭教育企画課主幹、加藤潤教職員課主幹、都築孝明教職員課主幹
加藤文彦高等学校教育課主幹、伊藤克仁義務教育課主幹
宇都宮裕人教育企画課課長補佐

4 前回会議録の承認

平松教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

平松教育長が各委員に諮り、（４）平成29年度第2回愛知県教科用図書選定審議会の概要については、教科書採択の公正確保のため、非公開にて報告を受けることとした。

（１）懲戒処分取消請求事件について

稲垣教職員課長が、懲戒処分取消請求事件について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

（松本委員）

主張の内容であるが、④「他の処分事例と比較して重きに失するものである」ということは、原告側が、その根拠を示して訴えているのか。

（稲垣教職員課長）

訴状の中に入っていた内容であるが、原告が処分を受けた平成28年12月22日付けで他の処分も発表している。その中に、窃盗案件で停職3月が

あるが、窃盗というのは自己中心的な動機に行われていたものであるが、原告の案件は、単発的な授業中でのできごとであること、また、パワハラで停職1月、ストーカー行為で停職1月の処分であることを比較して、重きに失するものではないかという訴状の理由である。

(廣委員)

同じような生徒指導に絡むような案件が出たときの処分は、原告は知らないにしても、過去の事例があると思う。過去の事例と比較しているのか。

(稲垣教職員課長)

処分をするにあたっては、過去の事例を参考にして、それと比較しながら決定している。ただ、本人の職も加味されるが基本的には過去の事例をもって決定している。

- (2) 平成30年度愛知県公立学校教員採用選考試験の志願状況について
稲垣教職員課長が、平成30年度愛知県公立学校教員採用選考試験の志願状況について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- (3) 愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（平成29年度第1回）について

柴田高等学校教育課長が、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（平成29年度第1回）について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- (4) 平成29年度第2回愛知県教科用図書選定審議会の概要について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

6 請願

請願第9号 「愛知県公立学校における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」見直しを求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

愛知県も女性の活躍に対して一生懸命に取り組んでいることはわかるが、今現在の管理的地位にある女性職員の割合はどのような状況か。

(稲垣教職員課長)

平成28年度実績における管理的地位にある女性職員の割合は、16.9%となっている。

一見すると目標値に近い数値に見えるが、その中には、今後定年退職する女性教員も多数見込まれているため、現在の割合を維持しつつ、平成32年度までに新たに350人の登用という目標を目指して引き続き努力していきたいと考えている。

(廣委員)

請願者は、小学校、中学校及び県立学校を一括した数値目標の見直しを訴えているが、その点についてはどう考えるのか。

(稲垣教職員課長)

他の都道府県をみると39団体が学校種を分けることなく一括で目標設定をしている。本県においても知事部局は、部局ごとに分けることなく統一しているため、今のスタイルから見直すことは考えていない。

(廣委員)

要望であるが、社会の動きとして女性の活躍が進んでいる。法の趣旨も踏まえ、17%に限らず、さらに高い水準を目指していただきたい。

請願第10号 愛知県教育委員会は、職員の不祥事(職員の体罰、わいせつ等)における、事情聴取、聞き取り、の記録を、事案ごとに、作成して(文書化)、公開する事を求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(広沢委員)

事情聴取のみの記録は作成していないということだが、その理由はなにか。作成しないことによって支障はなかったのか教えてほしい。

(稲垣教職員課長)

行政手続条例は、教員の処分には聴聞手続を不要として、事情聴取自体を義務としていない。その上で、請願者の言っている事情聴取のみの記録というのは、事情聴取を行った校長や教職員課職員が個人のメモとして持っている。その処分に必要な部分は、校長は非違行為報告書に記載し、また教職員課職員は、審査票に記載し、これらに含まれており、処分にはこれで必要十分であるため、特に支障はない。

(広沢委員)

請願者は記録について公開をしないのかと言っているが、このあたりについてはどう考えているのか。

(稲垣教職員課長)

事情聴取の際に校長や教職員課職員が取るのは個人のメモであり、行政文書ではないため、開示請求の対象には含まれない。ただ、事情聴取の内容については、非違行為報告書や審査票に含まれており、その内容を開示対象としている。

7 議案

平松教育長が各委員に諮り、第18号議案 公立学校長の人事については、人事案件であるため、非公開にて審議することとした。

第18号議案 公立学校長の人事について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

8 協議題

平松教育長が各委員に諮り、(1) 愛知県立学校条例の一部改正について及び(2) 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議であるため、非公開において審議することとした。

(1) 愛知県立学校条例の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(2) 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他

な し

10 特記事項

(1) 平松教育長が今回の会議録署名人として広沢委員を指名した。

(2) 傍聴人 1名